

企業の社会的責任論におけるSDGsの動向と課題

津久井 稲 緒

1. はじめに
2. 企業の社会的責任論におけるSDGsの論点
 - 2-1 企業の社会的責任論の現代的定義
 - 2-2 SDGs、MDGsと国連グローバル・コンパクトの概要
 - 2-3 先行研究におけるSDGs
 - (1) CSR（企業の社会的責任）全般を指すもの、他の用語の読み替え
 - (2) ISO26000との関係性を検討するもの
 - (3) 企業の情報開示とSDGsとの関係性をみるもの
3. 企業の社会的責任の責任概念とSDGs
 - 3-1 結果責任概念の拡張
 - 3-2 企業の社会的責任論におけるSDGsの課題
4. おわりに

1. はじめに

2030年を達成年限として、2015年の国連サミットで193の国連加盟国が合意した「SDGs (Sustainable Development Goals: 持続可能な開発目標)」は、持続可能でよりよい社会の実現を目指す世界共通の目標とされている。その前身となるMDGs (Millennium Development Goals: ミレニアム開発目標) が主として開発途上国向けの目標であったのに対し、SDGsは先進国も含めて全ての国を対象に、各国政府、企業や地方自治体、アカデミアや市民社会、そして個人、すべての人々に行動を求めている。日本では、SDGsが2021年の流行語大賞にノミネートされるなど、その考え方や活動は、経済界や市民生活に広く浸透してきた。企業のSDGsに関する情報公開も増加しており、企業ホームページのCSR(Corporate Social Responsibility、企業の社会的責任) サイトや、CSR報告書(サステナビリティ報告書、統合報告書など)などで紹介されている。

企業の社会的責任論は、19世紀終盤以降、企業の経済活動と社会との相互関係性において、雇用問題や公害問題など、現実的かつ切実な問題を契機として発現して

きた議論である。近年では、2003年をCSR元年と呼ぶなど、90年代以降の企業活動のグローバル化により、多国籍企業（グローバル企業、トランスナショナル企業など）の活動が直接的・間接的に社会に与える負の影響に対する責任、地球規模での社会的課題への対応が焦点となっている。

SDGs達成を現実のものとするために、本論では、我が国の企業の社会的責任論におけるSDGsの動向を整理し、企業の社会的責任論の責任概念から、SDGsの目標達成に向けた企業行動における課題を指摘する。

本論の構成は次の通りである。第2章では企業の社会的責任論の現代的定義とSDGsの概要、日本の企業の社会的責任論におけるSDGsの論点を整理する。そして第3章では、企業の社会的責任の責任概念からSDGsの目標達成に向けた企業行動における課題を指摘する。

2. 企業の社会的責任論におけるSDGsの論点

2-1 企業の社会的責任論の現代的定義

企業の社会的責任論は、19世紀終盤以降、企業の経済活動と社会との相互関係性において、雇用問題や公害問題など、現実的かつ切実な問題を契機として発現してきた議論である。近年では、2003年をCSR元年と呼ぶなど、90年代以降の企業活動のグローバル化により、多国籍企業（グローバル企業、トランスナショナル企業など）の活動が直接的・間接的に社会に与える負の影響に対する責任、地球規模での社会的課題への対応が焦点となっている。

ここでは、ECやISO、経済産業省、日本経団連における、企業の社会的責任の定義を確認する。

EU域内で企業が国際的なガイドラインと原則を順守することを推すEC（European Commission：欧州委員会）におけるCSRの定義は、「社会への影響に対する企業の責任であり、企業主導で、法律に従い、社会的、環境的、倫理的、消費者、および人権に関する懸念を事業戦略および事業に統合すること¹⁾」とされる。

また、ISO（国際標準化機構）が発行する「ISO26000（Guidance on Social Responsibility、社会的責任に関する国際規格）²⁾」においては、次のように示される。

1 EC（European Commission：欧州委員会）HP <https://ec.europa.eu/>（2021年12月20日アクセス）。

2 日本規格協会グループ「ISO 26000照会原案（DIS）2009年9月14日時点、邦訳版」
<https://webdesk.jsa.or.jp/>（2021年12月3日アクセス）。

「社会的責任の本質的な特徴は、社会並びに環境に対する配慮を自らの意思決定に組み込み、自らの決定及び活動が社会及び環境に及ぼす影響に対して説明責任を負うという組織の意欲である。(…中略…) 社会的責任は、社会の幅広い期待の理解を必要とする。(…中略…) 責任ある行動として何が期待されるかは国及び文化によって異なるが、組織は世界人権宣言などに規定された国際行動規範を尊重すべきである(3.3 社会的責任の特徴より抜粋)」。

経済産業省は、「企業が社会や環境と共存し、持続可能な成長を図るため、その活動の影響について責任をとる企業行動であり、企業を取り巻く様々なステークホルダーからの信頼を得るための企業のあり方³」と示している。

日本経団連(正式名称:一般社団法人日本経済団体連合会)は、「企業行動憲章—持続可能な社会の実現のために—」の冒頭で以下の宣言をしている。「企業は、公正かつ自由な競争の下、社会に有用な付加価値および雇用の創出と自律的で責任ある行動を通じて、持続可能な社会の実現を牽引する役割を担う。そのため企業は、国の内外において次の10原則に基づき、関係法令、国際ルールおよびその精神を遵守しつつ、高い倫理観をもって社会的責任を果たしていく⁴」。

以上のECやISO、経済産業省、日本経団連の定義に表されているように、各機関等の近年の企業の社会的責任の定義は、90年代以降の企業活動のグローバル化により、企業活動が直接的・間接的に社会に与える負の影響に対する責任、グローバル(地球規模)な社会的課題への対応が焦点となっている。

2-2 SDGs、MDGsと国連グローバル・コンパクトの概要

SDGs(Sustainable Development Goals:持続可能な開発目標)は、2015年の国連サミットで全ての加盟国が合意した「持続可能な開発のための2030アジェンダ」の中で掲げられた目標である。2030年を達成年限として、17ゴールと169ターゲットから構成されている。キーワードには「誰一人取り残さない(leave no one behind)」を掲げ、持続可能でよりよい社会の実現を目指す世界共通の目標である。

ここで、国連(国際連合、United Nations)の成立過程について確認する。人類は、大航海時代を経て世界を把握し、そして第一次世界大戦へと突入した。戦争の惨禍を体験した人々は、国際平和を掲げて「国際連盟」を発足したが不成功に終

3 経済産業省「企業会計、開示、CSR(企業の社会的責任)政策」

https://www.meti.go.jp/policy/economy/keiei_innovation/kigyoukaikei/index.html (2021年12月20日アクセス)。

4 一般社団法人日本経済団体連合会「企業行動憲章」

<https://www.keidanren.or.jp/> (2021年12月3日アクセス)。

わる。2度の世界大戦を経て、ようやくたどり着いた「国連（国際連合、United Nations）」は、現在の国家間の均衡といえる。そして2つの大戦の教訓は、「戦争は経済・エネルギー問題から生じる」という事実である。

グローバル企業が台頭する20世紀後半から21世紀初頭の現代は、グローバル化した世界経済が引き起こす様々な問題が明らかになる時代である。先進国と途上国との経済格差、途上国の人権問題、環境問題、労働問題、租税問題、腐敗等、これらの問題を放置することは、世界的な戦争につながりかねない深刻な状況といえる。こうした時代に193の国連加盟国で合意したSDGsは、法的な強制力はないものの、経済・エネルギー問題から生じうる戦争という惨禍を防止するための、「規範」であり「ソフトロー」といえる。

国家間の均衡である国連が掲げるSDGsについて、日本では、2016年5月に、総理大臣を本部長、官房長官及び外務大臣を副本部長、全閣僚を構成員とする「SDGs推進本部」を設置し、同年9月には、行政、民間企業、有識者、NGO等の関係者が意見交換を行う「SDGs推進円卓会議」を設置した。そしてここでの対話を受けて同年12月に、2030年までに国内外においてSDGsを達成するための中長期的な国家戦略「SDGs実施指針」を策定し、これにあたってきた⁵。

SDGsの前身となるMDGs（Millennium Development Goals：ミレニアム開発目標）は、2000年9月にニューヨークで開催された国連ミレニアム・サミットで採択された「国連ミレニアム宣言」に基づき、極度の貧困や飢餓の撲滅など8つの目標を掲げ、2015年を達成年限として取り組んできたもので、一定の成果をあげたとされている。MDGsは主として開発途上国の問題に対して国際社会が取り組む目標であったのに対し、SDGsは先進国も含めて全ての国を対象に、各国政府、企業や地方自治体、アカデミアや市民社会、そして個人、すべての人々に行動を求めている。

また、MDGsと同時期から現在に続くグローバルな取り組みには、国連グローバル・コンパクト（UNGC）がある。急速にグローバル化が進む1990年代、企業活動に伴う負の影響が顕著になり、1999年1月、世界経済フォーラムでコフィー・アナン国連事務総長（当時）は、世界の企業経営トップに対して「人間の顔をしたグローバリゼーション」への取り組みを促した。国連グローバル・コンパクトは、企業や団体が持続可能な成長を実現するために自発的に参加するイニシアティブで、企業の影響が及ぶ4分野（人権、労働、環境、腐敗防止）において10原則を遵

5 外務省—Japan SDGs Action Platform

<https://www.mofa.go.jp/mofaj/gaiko/oda/sdgs/index.html>（2021年12月20日アクセス）。

守るものである。加盟企業・団体は、世界約160ヵ国、19,000超の企業・団体が署名をしている（日本の署名数は約460、2022年1月時点）。4分野（人権、労働、環境、腐敗防止）はそれぞれ、次の宣言や条約を由来としている。人権は「世界人権宣言（The Universal Declaration of Human Rights）」（1948年）、労働は「労働における基本的原則および権利に関するILO宣言（The International Labour Organization's Declaration on Fundamental Principles and Rights at Work）」（1998年）、環境は「環境と開発に関するリオ宣言（The Rio Declaration on Environment and Development）」（1992年）、2004年に国連グローバル・コンパクトに追加された腐敗防止は「腐敗防止に関する国連条約（The United Nations Convention Against Corruption）」（2003年）である。

国連の決議文によれば、SDGsと国連グローバル・コンパクトの関係は、次のように示されている。「SDGsの実行において重要な民間セクターの活動推進は、国連グローバル・コンパクトの役割である」、「地域における民間セクターのSDGsの実行推進は、グローバル・コンパクトのローカル・ネットワークの役割である」、「国連グローバル・コンパクトが民間セクターを関与させる職務を有する」⁶。

2-3 先行研究におけるSDGs

ここでは、SDGsが掲げられて以降、企業の社会的責任論においてどのようなSDGsに関連した研究がされてきたか、主に日本の研究を中心として、企業の社会的責任論におけるSDGsの論点を整理する。

(1) CSR（企業の社会的責任）全般を指すもの、他の用語の読み替え

企業の社会的責任論の領域には、CSR（企業の社会的責任）、CSV（Creating Shared Value：共有価値の創造）、BOP（base/bottom of the economic pyramid）、ESG投資（環境（Environment）・社会（Social）・ガバナンス（Governance）要素を考慮した投資）、トリプルボトムライン（環境側面、社会側面、経済側面の3側面から企業を評価）など、様々な新しい用語が次々に登場し用いられる。これらの用語について、それぞれの概念の違いが当該研究目的に照らして重要ではない場合、厳密に区別することなくCSR（企業の社会的責任）全般を指す言葉として扱われる場合がある。

6 「決議番号A/RES/73/254」2018年12月20日、「決議番号A/C.2/76/L.13/Rev.1」2021年12月17日。グローバル・コンパクト・ネットワーク・ジャパンHP

<https://www.ungc-jn.org/gcnj/sdgs.html>（2022年1月29日アクセス）。

例えば、次のような記述がある。「2015年に国連が持続可能な開発目標(SDGs)を提唱して以降、先進国企業による経営戦略やCSR戦略はSDGsを意識したものとなった(野口 2020)」、「企業は、経営活動においてCSVやSDGsへの貢献を念頭に置き、パートナーと協働し社会的課題の解決を行うことが求められている(石田 2020)」、「SDGs時代に生きる中小企業がCSR活動に積極的に取り組むことの意義や、さらに進めていくための課題等(池田 2019)」などである。

横山は、BOPビジネス(base/bottom of the economic pyramid)という呼び方について、「インクルーシブ・ビジネス(inclusive business)」、「途上国の課題解決型ビジネス(SDGsビジネス)」というように、異なる名称が使われるようになってきたことを指摘している。JICAが2010年より実施している「協力準備調査(BOPビジネス連携促進)」というBOP支援事業も、2017年からは「途上国の課題解決型ビジネス(SDGsビジネス)」と名称を変えている(横山 2019)。

(2) ISO26000との関係性を検討するもの

2010年11月に発行されたISO26000は、先進国及び途上国における経済界や公共機関等の全ての組織が使用することを意図して作成されたSR(社会的責任)に関する、ISO(国際標準化機構)が定めた国際規格である。ISO26000は自主的な手引であり、ISO9001やISO14001のように認証規格に用いるためのものではないが、日本経団連がISO26000への対応のために「企業行動憲章」を改定するなど、経済界への影響は大きい。

ISO26000とSDGsとの関係について、ISOによれば、「ISO26000で提供されている推奨事項に従って行動する組織は、必然的にSDGsに貢献する」と説明している⁷。また、企業の社会的責任論の領域で、早い時期にISO26000とSDGsとの関係性を検討した高岡は、そこに規定されたCSR観やCSR経営観をSDGsと関連づけて提示している。CSRの議論は、「利益の獲得の仕方、つまり価値創造のあり方を問題」にしており、「企業の自己利益を時限的に犠牲にする抑制指向を価値創造の様式」と指摘する(高岡 2015)。

また笹谷は、2010年発行の「社会的責任の手引」(ISO26000)を活用して、SDGsとの関係を具体的に整理した「ISO26000/SDGsマトリックス」を示している。日本企業は2010年発行のISO26000における7つの中核主題と37課題での整理を終えている企業が多いという認識から、このマトリックスにより、SDGsを当てはめていく作業がスムーズに進むと考えている(笹谷 2019, 2020)。

⁷ ISO (2018) *ISO 26000 and the SDGs*, ISO <https://www.iso.org/> (2022年1月15日アクセス)。

さらに企業担当者の事例でも、「CSR計画の目標達成に向けて着実な取り組みを進めていくことにより、(印刷)業界のSDGs活動に貢献」と述べてられている(西川ら 2018)。

(3) 企業の情報開示とSDGsとの関係を見るもの

CSRに関する情報を開示する企業(CSR報告書・サステナビリティ報告書・統合報告書等やウェブサイト)は増加している。国内の状況についてKPMGの調査報告によれば、日経225の構成銘柄225社のうち223社(99%)が情報開示している⁸。また、日本のCSR情報開示におけるSDGsとの関連では、「企業のSDGsに関する開示は年々増加傾向にあり、自社活動をSDGsに関連付けて説明している企業は150社(69%)から183社(82%)に、SDGsに基づいた重点課題の特定や見直しを行っている企業は134社(61%)から159社(71%)に増加している。また、SDGsに基づく目標設定を行っている企業は83社(38%)から126社(57%)へと大きく増加し、半数以上の企業がSDGsに基づいて目標を設定し、取り組みを推進している」(数値は2019年と2020年比較)。

また世界のCSR情報開示におけるSDGsとの関連では、「国連の持続可能な開発目標(SDGs)が2015年に採択されて以降、経済界で強い共感を呼んできた」とし、「これらの目標が企業報告に与える影響は2017年から2020年の間で著しく拡大」と示している⁹。世界の状況として、課題が2点あげられている。第1に、「SDGsに関する企業報告は、目標達成に向けた自社のポジティブな貢献だけにフォーカスし、自社が及ぼしているネガティブな側面に関する透明性には欠けている」こと、第2に「企業は経済成長と気候変動に関するSDGsにフォーカスし、生物多様性関連にはほぼ目を向けていない¹⁰」ことである。また、日本企業のSDGsに関する報告の課題では、「自社の事業活動とSDGsを紐づけて報告している日本企業は94%と、国別ではトップの結果」としながら、「一方で、バランスの良い報告(SDGsに関するポジティブ/ネガティブの両方の影響を報告)ができていない企業は、全体

8 KPMG (2021)『日本におけるサステナビリティ報告2020』KPMG
<https://home.kpmg/jp/ja/home.html> (2021年12月20日アクセス)。

9 2017年に企業報告で自社の事業活動をSDGsに関連付けていた企業は、G250とN100のいずれにおいても少数派だったが、3年後の2020年にSDGsと事業活動を関連付けて報告している企業は、N100では69%、G250では72%となっている。(N100とは調査が実施された、世界52か国・地域それぞれにおける売上高の上位100社で構成。G250とは2019年のFortune Global 500で定義されている売上高のランキングに基づく、世界のトップ企業250社。)

10 自社の事業に関連するSDGsを特定して示しているN100のうち、目標1~8を特定した企業が51%で、目標9~16を特定した企業は41%、17の目標すべてが関連すると特定した企業は8%だった。

では14%、さらに日本においてはわずか5%という結果」を指摘している。日本でバランスを欠いた報告となっていることについて、「SDGsに関する報告が表層的な取組みに留まっている可能性」、「ポジティブな側面（目標達成への貢献や事業機会）のみの報告は、ビジネスにとってネガティブなインパクトを与える可能性のある課題を直視せず、対応ができていないことを示唆」、「ネガティブな影響が財務インパクトを伴うリスクとして顕在化した場合は、企業の報告の透明性に疑義が生じ、かえってステークホルダーの信頼を揺るがしかねない」ことが指摘されている。

同様の研究として、日本の自動車メーカー6社を対象に、CSR報告書を用いてSDGsに取り上げられている課題とCSR活動の関連性を分析した根岸の調査によれば、「6社共通して「環境」に焦点をあてていることが定量的に確認されたと同時に、ややそれに偏重している」ことが指摘されている（根岸 2018）。

また、日本の47社（RE100イニシアティブに参加する37社と電力会社10社）の企業報告で開示されたSDGs情報に関する川原らの調査によれば、過去20年間に、持続可能な開発や企業の社会影響についての情報開示のためのフレームワークや指針の議論が積み重ねられてきているが、「どのようなSDGs情報を開示することが望ましいのかが、現状、必ずしも明確でなく、情報の比較可能性が低い」ことが指摘されている（川原ら 2020）。

他には、ステークホルダーに対するコミュニケーション活動、ソーシャル・コミュニケーションという観点からの指摘では、SDGsは全員参加であることから、コミュニケーションはB to S（企業から社会）からB to C（企業から消費者）にする必要があるとの指摘がある（山崎 2018）。

3. 企業の社会的責任の責任概念とSDGs

3-1 結果責任概念の拡張

企業の社会的責任論（Corporate Social Responsibility）は、19世紀終盤の第二次産業革命期とそれに続く時代に、企業の経済活動と社会との相互関係性において、雇用問題・公害問題など、現実的かつ切実な問題を契機として発現してきた議論である。企業の社会的責任論の黎明期（1950～70年代中期）には、企業の経済活動に付随して生じた社会的衝撃をめぐる、企業が責任を負うべきなのか（肯定論）、または経済発展を享受する国や社会が負うべきなのか（企業は利潤目標の達成にのみ注力すべし、否定論）、肯定・否定論争が展開された¹¹。この肯定・否定

11 Frederick（1986）は、肯定・否定論争をCSR1、社会的圧力（social pressure）や社会的要求（social

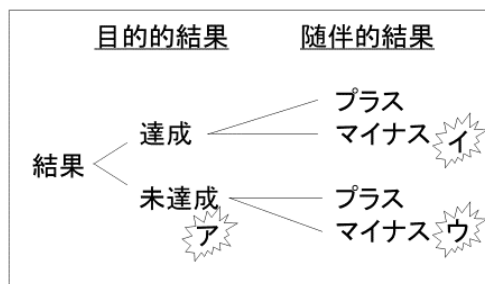
論争とは、「結果責任」をめぐる論争であり、CSRを肯定したということは、目的的结果の達成・未達成にかかわらず、負の随伴的结果に対しても責めを負うことを企業に求める「結果責任概念の拡張」を意味している（津久井 2007, 2010）。

三戸によれば、「協働行為が組織的行為として大きくなり、科学技術によって武装せられてくると、目的的结果は巨大なものとなり、そしてまた随伴的结果も巨大なものとなる」ことが指摘されている（三戸 1994）。

結果には目的的结果と随伴的结果があり、企業が結果責任を問われるのは、ア・イ・ウの3点である（図表1）。随伴的结果とは、「当初の目的設定の際に求めた結果ではなく、目的一行為一目的的结果という一連の活動に付随し必然的に生じる、求めざりし結果」をいう。基本的に、企業が結果責任を問われるのは、市場内部における経済活動の目的的结果の未達成（期初計画の未達成や事故や不祥事等）の「ア」に対してである。しかし、黎明期の企業の社会的責任論で問題とされた公害問題など社会的衝撃は、その原因が企業だけに起因するのではなく、企業の経済活動と社会との相互関係性において生じた「随伴的结果」である。企業の社会的責任論の黎明期に展開された肯定・否定論争では、結果責任の範囲を、目的的结果までとするか（ア）、随伴的结果まで広げるか（イ・ウ）について、争うものであった（図表2）。

すなわち、企業の社会的責任では、「目的的结果の達成・未達成にかかわらず、負の随伴的结果に対しても責めを負う結果責任が、企業に問われている」のである。

図表1 結果責任が問われるとき



（出所）三戸公（1994）『随伴的结果－管理の革命』を元に筆者作成。

demands) に効果的に反応するための研究を CSR 2、経営倫理を企業行動に導入する研究を CSR 3、将来的に宇宙・宗教・哲学という概念が研究に導入される CSR 4 に区分している。肯定・否定論争における肯定論者は、Howard Bowen, Joseph McGuire, Adolf Berle, Keith Davis, Prakash Sethi, Joseph Monsen, Richard Eells, Clarence Walton, George Steiner, CED (Committee for Economic Development)。対する否定論者は、M.Friedman, F.A.Hayek, B.W.Lewis, T.Levitt, H.L.Johnson。

図表2 結果責任概念の拡張



(出所) 津久井2007,2010。

3-2 企業の社会的責任論におけるSDGsの課題

企業の社会的責任論における責任概念として、「結果責任概念の拡張」を挙げた。この観点からSDGsを把握してみるならば、SDGsで課題とされている人権問題や環境問題等は、企業活動に伴う負の随伴的结果であり、企業が社会的責任として引き受けねばならない問題といえる。企業の社会的責任論の現代的定義や国連グローバル・コンパクトでは、多国籍企業（グローバル企業、トランスナショナル企業など）の活動が直接的・間接的に社会に与える負の影響に対する責任が、明確に求められてきた。

しかし、SDGsは、先進国も含めて全ての国、各国政府、企業や地方自治体、アカデミアや市民社会、そして個人、すべての人々に行動を求めるもので、特に多大な影響を与えている多国籍企業（グローバル企業、トランスナショナル企業など）は、その他のアクターのひとつとされており、その責任が特別に問われてはいない。

すなわち、企業の社会的責任論の「結果責任概念の拡張」や現代的な定義においては、多国籍企業（グローバル企業、トランスナショナル企業など）の責任を明確に求めていたのに対し、SDGsでは、全ての国、企業、人々等に行動を求めるものとなり、多国籍企業（グローバル企業、トランスナショナル企業など）の責任があいまいな表現となっているのである。それゆえか、SDGsに関する企業の情報公開が、「自社のポジティブな貢献だけにフォーカスし、自社が及ぼしているネガティブな側面に関する透明性には欠けている」という指摘や、「企業は経済成長と気候変動に関するSDGsにフォーカスし、生物多様性関連にはほぼ目を向けていない」という指摘につながっているように考えられる。

ISO26000などのこれまでに積み上げられてきたCSRに関するガイダンス等を

SDGsに読み替える作業が、いま進められている。企業の社会責任論で問われてきたことは、企業活動に伴う負の随伴的結果を、企業が自らの責として引き受けることである。企業は、SDGsの目標達成に向けて、社会的課題を自らが惹き起こしたことと受け止め、対応していくことが求められよう。

4. おわりに

本論では、企業の社会的責任論の現代的定義と、日本の企業の社会的責任論におけるSDGsの論点を整理し、企業の社会的責任論の責任概念から、SDGsの目標達成に向けた企業行動における課題を指摘した。ISO26000などのこれまでに積み上げられてきたCSRに関するガイダンス等をSDGsに読み替える作業が進んでいるが、今問われていることは、企業活動に伴う負の随伴的結果を、企業が当事者意識を持ち率先して対応にあたることである。

持続可能でよりよい社会の実現のために、SDGsは先進国も含めて全ての国、各国政府、企業や地方自治体、アカデミアや市民社会、そして個人、すべての人々が行動することはもちろんであるが、企業の社会的責任論の責任概念に照らせば、企業には、多くの社会的課題は企業活動が直接的・間接的に社会に与えた負の影響であることとして、責任を果たしていくことが求められよう。

参考文献

- Frederick, W.C.,(1986) “Toward CSR3:Why Ethical Analysis is Indispensable and Unavoidable in Corporate Affairs”, California Management Review, Vol.28, Winter.
- Kolk, A., Santos, M. R., Rufin, C.(2014) “Reviewing a Decade of Research on the “Base /Bottom of the Pyramid” (BOP) Concept” Business & Society, Vol. 53(3), pp.338-377.
- KPMG (2021) 『日本におけるサステナビリティ報告2020』 KPMG <https://home.kpmg/jp/ja/home.html> (2021年12月20日アクセス)。
- 池田潔 (2019) 「SDGs時代の中小企業CSR活動の一考察」中小企業研究センター『公益社団法人中小企業研究センター年報2019』 pp.1-19。
- 石田満恵 (2020) 「CSVとアライアンス戦略—企業と「非協力的」ステークホルダー間におけるアライアンス事例—」『横浜国際社会科学研究所』第24巻第3号、pp.29(293)-52(316)。
- 川原尚子・入江賀子 (2020) 「日本のRE100企業と電力会社の社会影響情報開示—SDGsに焦点をあてて—」『商経学叢』第67巻第2号、pp.21(247)-45(271)。
- 笹谷秀光 (2019) 「ISO26000活用のESG/SDGsマトリックスによる非財務情報発信の効果検証—新たなサステナビリティ・マネジメントの提言—」『グローバルビジネスジャーナル』 pp.25-35。
- 笹谷秀光 (2020) 「SDGsとISO26000の関連性に関する一考察:SDGsを活用した新たなサステナビリティ・マネジメント体系のために—」『日本経営倫理学会誌』第27号、pp.321-330。

- 高岡伸行（2015）「ポストMDGsとしてのSDGsへのCSRアプローチ：ISO26000のCSR経営観の含意」『経済理論』381号、pp.103-125。
- 谷本寛治（2020）『企業と社会』中央経済社
- 津久井稲緒（2016）「CSR実践の整理」『経営学論集』第86巻、pp.1-8。
- 津久井稲緒（2012）「電力会社の社会的責任」『経営哲学論集』第28集
- 津久井稲緒（2010）「企業の社会的責任のコンフリクト」『日本経営倫理学会誌』17号
- 津久井稲緒（2007）「企業の社会的責任における責任概念」『横浜国際社会科学研究所』第12巻第3号
- 西川博史・奥野敬（2018）「印刷材料から見たSDGs（持続可能な開発目標）」『日本印刷学会誌』第55巻第2号、pp.91-95。
- 日本規格協会グループ「ISO26000照会原案（DIS）2009年9月14日時点、邦訳版」<https://webdesk.jsa.or.jp/>（2021年12月3日アクセス）。
- 一般社団法人日本経済団体連合会「企業行動憲章」<https://www.keidanren.or.jp/>（2021年12月3日アクセス）
- 根岸可奈子（2018）「日本自動車メーカーのCSRと持続可能な開発目標に関する予備的考察」『企業研究』第34号、pp.155-177。
- 野口亜弥（2020）「コーポレートドナー型のSFD NGOの実態—ローレウス・スポーツ・フォー・グッド財団を事例に—」『スポーツ社会学研究』28-1、pp.21-36。
- 三戸公（1994）『随伴的結果—管理の革命—』文眞堂
- 山崎方義（2018）「ソーシャル・コミュニケーションの観点によるSDGsへの取り組み」『愛産大経営論叢』第21号、pp.1-10。
- 横山恵子（2019）「BOP事業とコーポレート・ソーシャル・アントレプレナーシップ：ソーシャルビジネスと正当行動の視座」『組織科学』Vol.53 No. 2, pp.57-70。

<インターネットサイト>

- EC（European Commission：欧州委員会）HP <https://ec.europa.eu/>（2021年12月20日アクセス）。
- ISO（2018）*ISO26000 and SDGs*, <https://www.iso.org/home.html>（2022年1月14日アクセス）。
- 外務省—Japan SDGs Action Platform
<https://www.mofa.go.jp/mofaj/gaiko/oda/sdgs/index.html>（2021年12月20日アクセス）。
- グローバル・コンパクト・ネットワーク・ジャパン
<https://www.ungcjn.org/genj/sdgs.html>（2022年1月29日アクセス）。
- 経済産業省「企業会計、開示、CSR（企業の社会的責任）政策」https://www.meti.go.jp/policy/economy/keiei_innovation/kigyokaikei/index.html（2021年12月20日アクセス）。